

- (令和7年10月1日施行 児童福祉法等の一部を改正する法律)

規制改革の内容

特例措置前

- 「国家戦略特別区域限定保育士（地域限定保育士）制度」を契機に、都道府県で年2回の試験を、指定試験機関が実施。
- 指定試験機関は、一般社団法人又は一般財団法人に限定されており、さらに試験の実施回数を増やすことには限界がある。

特例措置

- 地域限定保育士制度を活用した年3回の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定地域試験機関として活用可能とする。

効果

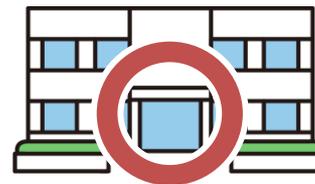
保育士試験の受験機会の充実により、待機児童解消の取組が一層加速

規制改革の概要

- 指定試験機関（試験事務を行わせる者）

通常

一般社団法人
又は一般財団法人

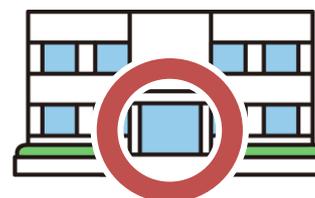


株式会社等

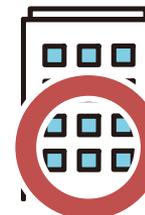


特例措置

一般社団法人
又は一般財団法人



株式会社等



株式会社等の多様な法人を
指定地域試験機関として活用可能に